

検査会社（検査者） 様

K B S K K - 2 4 - 0 1 7

平成 25 年 2 月 22 日

一般社団法人

北関東ブロック昇降機等検査協議会

国交省告示第 1449・1450 号による判定基準・様式（錆の追加）についてのお知らせ

平素より定期検査業務に関し、ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さてこの度、主索の検査・判定基準が強化されたことに伴い、国交省告示第 1449・1450 号が平成 24 年 12 月 12 日に公布され平成 25 年 4 月 1 日施行になります。

対象機種は、ロープ式・油圧式エレベーター、段差解消機、小荷物専用昇降機、遊戯施設です。

記

1. 検査結果表の改正内容

(1) 主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況の追加

例（主索又は鎖で吊るエレベーター）

| | | | | |
|-----|-------|--|--|---|
| (3) | 主索又は鎖 | 主索 | 径 最も摩耗した主索の番号() 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) | % |
| | | | 素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・70%以下 | 1 よりピッチ内の素線 切れ数 本 1 構成より 1 ピッチ内 の最大の素線切れ数 本 |
| | | 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () % 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) | | |
| | | 主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号() | | |
| | | 鎖 | 摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm) | 伸び % |
| | | | 鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号() | |

(2) 主索項目の検査方法と検査結果表の判定基準の改正

2. 提出方法

① 平成 25 年 4 月 1 日検査実施分より改正検査結果表での提出をお願いいたします。

② 改正検査結果表は当協議会のホームページ(平成 25 年 3 月初旬開設)よりダウンロードできます。

以上

(昇降機)

○国土交通省告示第1449号

建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日
国土交通大臣 羽田 雄一郎

別表第一二（三）の項主索の径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（三）の項主索の素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同項（に）欄イ（3）中「錆が著しい場合又は」を削り、同欄イに次のように加える。

（4）谷部で素線切れが生じていること。

別表第一二（三）の項主索の素線切れの状況の項（に）欄ロ（3）中「錆が著しいこと又は」を削り、同（三）の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| | | |
|-----------------|--|---|
| 主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況 | 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ 次に掲げる基準（以下「錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。 (2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。 (3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること。 (4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。 ロ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること（以下「錆び及び摩耗粉要重点点検判定基準」という。） |
|-----------------|--|---|

別表第一四（六）の項径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（六）の項素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（六）の項摩耗粉の状況の項を次のように改める

| | | |
|--------------|--|---------------------------------|
| 錆及び錆びた摩耗粉の状況 | 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | | ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別表第二二（三）の項主索の径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（三）の項素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（三）の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| | | |
|-----------------|--|---------------------------------|
| 主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況 | 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | | ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別表第二四（九）の項径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（九）の項素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（九）の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| | | |
|--------------|---|---------------------------------|
| 錆及び錆びた摩耗粉の状況 | 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車に係らない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | | ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別表第三一（四）の項ロープ式・巻胴式の項主索の径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（四）の項ロープ式・巻胴式の項主索の素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（四）の項ロープ式・巻胴式の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| | | |
|---------|-------------------|-------------------|
| 主索の錆及び錆 | 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状 | イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基 |
|---------|-------------------|-------------------|

| | | |
|----------|---|------------------------------|
| びた摩耗粉の状況 | 況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | 準のいずれかに該当すること。 |
| | | ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別表第三二（十七）の項主索の径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（十七）の項主索の素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（十七）の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| | | |
|-----------------|--|---------------------------------|
| 主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況 | 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | | ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別表第六三（一）の項径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（一）の項素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（一）の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| | | |
|-----------------|--|---------------------------------|
| 主索の錆及び錆びた摩耗粉の状況 | 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ 錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | | ロ 錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別記第一号 2（3）の欄主索の欄中

| | |
|---|-----------------------------|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下 | 1 よりピッチ内の素線切れ数 本 |
| | 1 構成より 1 ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |

を

| | |
|---|--------------------------|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 |
| | 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |
| 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) | % |

に改め、同注意⑦中「及び最も」を「、最も」に改め、「掲げたもの」の下に、「、錆びた摩耗により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中⑦を⑧とし、⑨から⑫までを⑩から⑬までとし、⑭の次に次のように加える。

- ⑨ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別記第二号2(3)の欄主索の欄中

| | |
|---|--------------------------|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 |
| | 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |

を

| | |
|---|--------------------------|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 |
| | 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |
| 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) | % |

に改め、同注意④中「及び最も」を「、最も」に改め、「掲げたもの」の下に、「、錆びた摩耗により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中④を⑥とし、⑦から⑩までを⑧から⑪までとし、⑫の次に次のように加える。

- ⑫ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷

部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別記第三号 1 (4) の欄ロープ式・巻胴式の欄主索の欄中

| | |
|---|--------------------------|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 |
| | 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |

を

| | |
|---|--------------------------|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 |
| | 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |
| 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) | % |

に改め、同 2 (17) の欄主索の欄中

| | |
|---|--------------------------|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 |
| | 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |

を

| | |
|---|--------------------------|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 |
| | 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |
| 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) | % |

に改め、同注意②中「及び最も」を「、最も」に改め、「掲げたもの」の下に、「、錆びた摩耗により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中②を③とし、⑩から⑫までを⑬から⑮までとし、⑮の次に

次のように加える。

- ⑩ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別記第六号3(1)の欄主索の欄中

| | |
|---|--|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |
|---|--|

を

| | |
|---|--|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号() 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |
| 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) | % |

に改め、同注意⑩中「及び最も」を「、最も」に改め、「掲げたもの」の下に、「、錆びた摩耗により谷部が赤錆色に見える主索」を加え、同注意中⑩を⑪とし、⑫から⑭までを⑮から⑰までとし、⑩の次に次のように加える。

- ⑪ ③(1)「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別添1様式中「(最も摩耗した主索又は鎖の番号 ())」を「最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 ()」に改める。

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

(遊戯施設)

○国土交通省告示第1450号

建築基準法施行規則第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日
国土交通大臣 羽田 雄一郎

別表四（三）の項主索の項径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（三）の項主索の素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同項（に）欄イ（3）中「錆が著しい場合又は」を削り、同欄イに次のように加える。

（4）谷部で素線切れが生じていること。

別表四（三）の項主索の項素線切れの状況の項（に）欄ロ（3）中「錆が著しいこと又は」を削り、同（三）の項主索の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| | | |
|--------------|--|---|
| 錆及び錆びた摩耗粉の状況 | 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ 次に掲げる基準（以下「遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。）のいずれかに該当すること。 (1) 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。 (2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。 (3) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満であること。 (4) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えていること。 ロ 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること（以下「遊戯施設錆び及び摩耗粉要重点点検判定基準」という。） |
|--------------|--|---|

別表六（二）の項客席部分を吊るワイヤーロープの径の状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（二）の項客席部分を吊るワイヤーロープの素線切れの状況の項（は）欄中「場合に、」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に「、綱車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同（六）の項客席部分を吊るワイヤーロープの摩耗粉の状況の項を次のように改める

| | | |
|-----------------------------|--|-------------------------------------|
| 客席部分を吊るワイヤーロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況 | 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | | ロ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別表七（四）の項摩耗粉の状況の項を次のように改める。

| | | |
|--------------|---|-------------------------------------|
| 錆及び錆びた摩耗粉の状況 | 全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車に係らない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。 | イ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準のいずれかに該当すること。 |
| | | ロ 遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要重点点検判定基準に該当すること。 |

別記4（3）の欄主索の欄中

| | |
|--|--------------------------|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号（ ） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 |
| | 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |

を

| | |
|--|--------------------------|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号（ ） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 |
| | 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本 |
| 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（ ） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm） | % |

に改め、同6（2）の欄ワイヤーロープの欄中

| | |
|------------------------|--------------------|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号（ ） | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 |
|------------------------|--------------------|

| | |
|--|---------------------------|
| 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下 | 1構成より1ピッチ内の最大の素線 切れ数 本 |
|--|---------------------------|

を

| | |
|--|---|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号（ ） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線 切れ数 本 |
| 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（ ） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm） | % |

に改め、同7（4）の欄ガイドロープの欄中

| | |
|--|---|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号（ ） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線 切れ数 本 |
|--|---|

を

| | |
|--|---|
| 素線切れ 最も摩損した主索の番号（ ） 該当する遊戯施設素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下 | 1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線 切れ数 本 |
| 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号（ ） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm） | % |

に改め、同注意中②⑤から②⑦までを②⑥から②⑧までとし、②④の次に次のように加える。

②⑤ 4（3）「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、6（2）「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び「7（4）「ガイドロープ」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の主索の番号を記入するとともに、直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。